毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの





目 次

◎ 告 示

- 一般競争入札の参加者の資格等
- ・龍良山鳥獣保護区龍良山特別保護地区の指定にかかる公聴会の開催
- ○長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱の一部改正
- · 長崎県北部海区漁場計画
- ・海岸保全区域の指定及び廃止(3件)
- 一般競争入札の参加者の資格等

◎公告

- 一般競争入札の実施
- ・令和3年度職業訓練指導員試験の実施
- ・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(4件)
- ・土地改良区の役員の就退任 (3件)
- ・土地改良区の定款変更の認可(2件)
- ・落札者等
- ・一般競争入札の実施

所管課(室)名

情報システム課 雇用労働政策課 漁業振興課

農村整備課

"

物品管理室

告 示

長崎県告示第450号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年6月15日

- 1 競争入札に付する事項
 - 令和3年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約
- 2 競争入札に参加することができない者
 - 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める電気通信事業者でない者

- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- 3 競争入札参加者の資格及びその審査
- (1) 2 O(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、1 O入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
 - (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(3)に掲げる 事項について審査し決定する。
 - (3) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - 工 経営状況
- 4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期

この告示の日から、令和3年7月9日(金)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。また、長崎県総務部情報システム課のホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
- イ 法人にあっては登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民 票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 【注】上記「エ」「オ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

- ○長崎県税:新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に徴収猶予を行って いる税目以外については 月 日現在の未納額はありません。の記載があるもの。
- ○国税:「徴収猶予許可通知書」
- カ 印鑑届 (様式第2号)
- キ 口座振替申込書 (様式第3号)
- ク 入札参加に係る指名停止に関する誓約書(様式第6号)
- ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類
- コ その他知事が必要と認める書類
- ※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記 し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定め られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - (住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町3番1号
 - (名称) 長崎県総務部情報システム課(情報基盤班)
 - (電話) 095-895-2233 (直通)

(長崎県総務部情報システム課ホームページ) https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/

公

報

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第4号)により通知(郵送)する。

6 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。)又は長崎県の出資団体をいう。)から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

7 資格の有効範囲

この告示に基づき取得した競争入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届(様式第5号)を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号

9 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2 o(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第451号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により公聴会を開催するので、長崎県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則(平成12年長崎県規則第34号)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年6月15日

開催日時	開催場所	案 件
令和3年7月8日 (木)	対馬振興局別館 4 階第 1 会議室	龍良山鳥獣保護区龍良山特別保護地区
午後1時30分から	対馬市厳原町宮谷224番地	の指定について

長崎県告示第452号

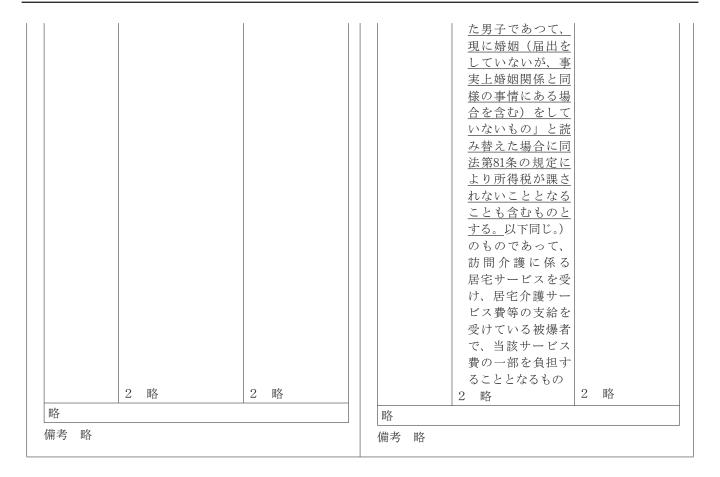
長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱(平成16年長崎県告示第644号)の一部を次のように改正し、令和3年度の予算に係る助成金事業から適用する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

, , ,		、下線の部分であ 								
	改正後		改正前 別表(第3条関係)							
別表(第3条関係			別表(第3条関係)							
種類	助成対象者	助成内容	種類 助成対象者 助成内容							
略			略							
		1 略	1							



長崎県告示第453号

漁業法(昭和24年法律第267号)第62条第1項及び第64条第6項の規定に基づき、長崎県北部海区漁場計画の内容、漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

第1 長崎県北部海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

(1) 漁場計画番号別表のとおり(2) 漁場の位置別表のとおり(3) 漁場の区域別表のとおり(4) 漁業種類及び漁業の名称別表のとおり(5) 漁業時期別表のとおり

(7) 個別漁業権又は団体漁業権の別別表のとおり(8) 関係地区別表のとおり(9) 条件別表のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項 設定なし

第2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

1 長崎県北部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 長崎県北部海区漁場計画(案)に異議なしとの意見であったため、案のとおり長崎県北部海区漁場計画を定 めることとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第3 免許予定日及び申請期間

 2 申請期間

令和3年6月15日から令和3年7月21日まで

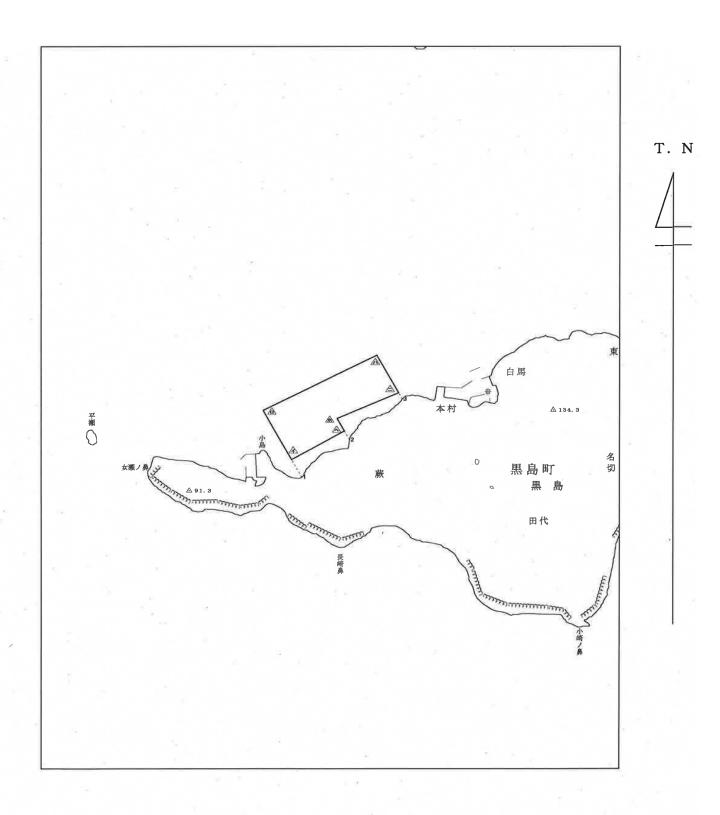
**	*	1. 高光、 高光、 を記しまった。 ではなるない。 ではなるない。 なない。 なない。 なならなるがるを がは、ない。 なならられる。 をは、ない。 なならのでは、 なない。 なない。 なない。 なない。 のな、一トンとの大 ををは、 ををは、 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 なない。 ななでなななななななななななななななななななななななななななななななななな
四年公開	判除地区	在市町 世黒 保島
個別漁業権又は	団体漁業権の別	
大会出開	1千糀判	今のか今8ま 内内の和用で 2121 221 321 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第 元 報 表 表	偶来时期	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
漁業種類及び	漁業の名称	第
英	点	1から330度 140メートルのところ 1から330度 535メートルのところ 3から330度 3から330度 50メートルのところ 2から330度 170メートルのところ 2から330度 70メートルのところ 2から330度 70メートルのところ
M		町 / c / l /
6	框	「
灣	释	毎年 会 中 一 会 大 子 立 連 回 一 三 三 三 正 瀬 グ ノ 大 子 山 瀬 瀬 グ ノ 大 子 口 理 瀬 瀬 瀬 瀬 瀬 神 川 回 田 回 田 恵 恵 瀬 瀬 神 田 田 恵 恵 田 田 恵 恵 田 田 恵 恵 田 田 恵 恵 田 田 恵 田 田 恵 田 田 恵 田 田 田 恵 田 田 田 恵 田
無		H 00 m
	区域	次へへ次至よたの、の結ろっ区イニ令ん各て域、、点で直囲ロホをイ線ま、、順ににれ
漁場の	位置	長任馬河上地崎世島が、先県保町が、
漁場計画	番号	北区計 第1142号

各		障が出る等のやむを得ない理由があり、生簀によって天然種苗と明確に区別できると判断され、知事が認めた場合はこの限りではない。	1. 漁船、 本名で大名を 本名で かるまであるを 神る中でないてとを からずるでは かけれるでは からないてとなる を を を からないてとなる を を を を を を を を を を を を を
盟经始区			名 世 明 明 R
個別漁業権又は	団体漁業権の別		回 本 海 禁 権
左绕期間	1十形5秒 周		令のなるのなられる。 中日の中ので 中日で 中日で 中日で 中日で 中日で 中日で 中日で 中日
海紫陆期	医米尼洛		1月 11月 12月 31日 ボベ ボマ ボマ
漁業種類及び	漁業の名称		第 1 第 本※ 本<
対	ゼ		1から330度 70メートルのところ 1から330度 470メートルのところ 2から330度 535メートルのところ 2から330度 140メートルのところ
漁場の区	基		佐世 (8年) 世 (8年) 日 (1年)
	区		次へを決し、なり、愛し、いろのはなるよとに、自分をなったという。 日本 では はい
漁場の	位置		長佐黒瀬エ祖鳴せ島が、先県保町グ、北下、
漁場計画	海中		北区計第1143号

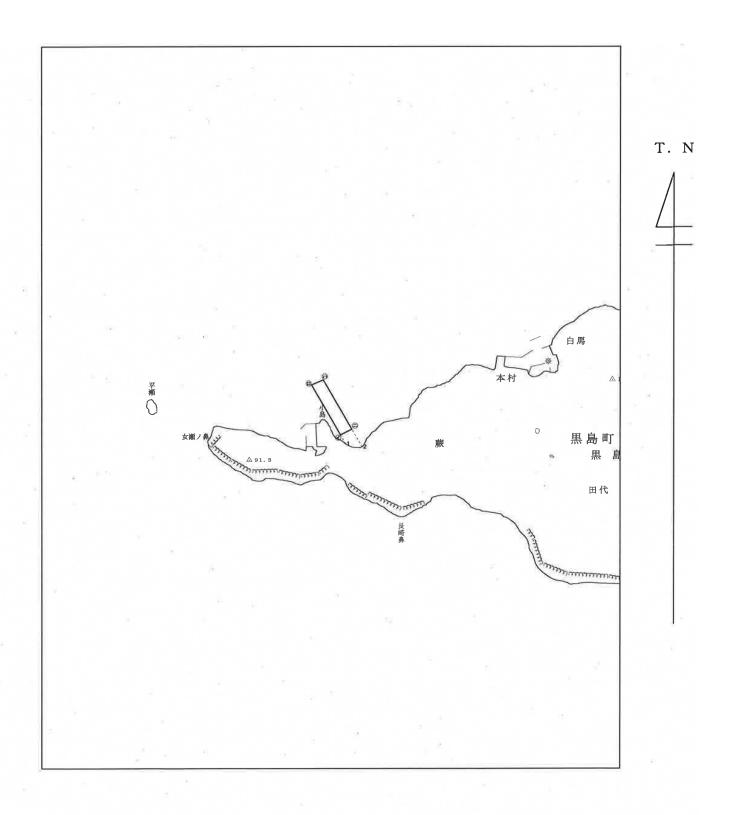
	!																												_
12 PE 92	 																												
個別漁業権又は開	団体漁業権の別	個別漁業権 -								個別漁業権 -											個別漁業権 -								_
十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二				245		8月31日	まま			₹ F				8月31日	まま						令和3年	9月15日	246	令和5年	8月31日	ま			_
火柴品品	無不不過	1月1日	200	12月31日	まる					1月1日	\$1 S 44	12月31日	まで								1月1日	200	12月31日	まま					
漁業種類及び	漁業の名称	第1種 真珠	養殖業							第1種 真珠	養殖業										第1種真珠養	殖業							
英	点	1から251度	30メートルのところ	1から251度	70メートルのところ	2から251度	85メートルのところ	2から251度	45メートルのところ	1と4を結ぶ直線上	1から70メートル	0223	2と3を結ぶ直線上	2から70メートル	のところ						2と3を結ぶ直線上	2から85メートルの	ところ						
		\	4mh/	П	4m²	ζ	711	11		7			П				DX11				7				1/			_	_
漁 場 の	基	佐世保市小佐々	町田ノ浦南崎鸛	岸標識A	同市同町日ノ浦	高崎海岸標識B	(1から南方海岸	沿いに40メート	ルのところ)	佐世保市小佐々	町西川内永の島	黒ハエ浦鼻突端	標識	同市同町西川内	永の島南東鼻祭	端標識	同市浅子町上樫	木島北端標識	同市同町トコイ	島北端標識	佐世保市小佐々	町西川内志多崎	東南端標識	同市同町西川内	三日月西浦南東	端標識	同市同町西川内	声雨に用事シロ	イン・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース・コース
			<u>1⊓</u> £	じ	宣	#					<u>1⊓</u> £	لايّ	4mFr	%	414		ಣ		4			画	4m1	朝 2	Ŋ	ح	က		
	区	次のイ、ロ、	ハ、二の各点	を順次結んで	イに至る各直	線によって囲	まれた区域			次の1, イ,	ロ、2の各点	を順次結ん	各直線と最高	高潮時海岸絲	によって囲ま	れた区域					次の1, イ,	2の各点を順	次結んだ各1	線と最高高潮	時海岸線	よって囲まれ	た区域		_
漁場の	位置	長崎県	佐世保市	小佐々町	日ノ浦	高崎田	地先			長崎県	佐世保市	小佐々町	西川内	永の島	地先						長崎県	佐世保市	小佐々町	西川内	三日月崎	地先			_
漁場計画	番号	北区計	第3120号							北区計	第3121号										北区計	第3122号							_

	 			
	VI.			
			松鷹船免里原中三神阿市島 免免通里崎阿 免免通明婚 免免免租的给免免租的给免免免免免免免	
個別漁業権又は	団体漁業権の別		因 業 業 を を を の は の は の の の の の の の の の の の の の	
10年第日	 	今和3年 9月15日 から 今和5年 8月31日 まで	今和3年 9月15日 から 今和5年 8月31日 まで	今和3年 9月15日 から 今和5年 8月31日 まで
光光出	無下型	1月1日 から 12月31日 まで	1月1日 から 12月31日 まで	1月1日 から 12月31日 まで
漁業種類及び	漁業の名称	第	第1種 魚類 小割式養殖業 (<ろまぐろ を除く) を除く)	瀬 瀬 瀬 業 瀬
対	点	1と3を結ぶ直線上1から40メートアのといろといろ1と3を結ぶ直線上1から80メートアのといろとと4を結ぶ直線上2と4を結ぶ直線上2から60メートアのところ	1から52度 295メートルのところ 1から52度 770メートルのところ 2から73度 950メートルのところ 2から73度 455メートルのところ	1から156度 110メートルのとこ 5 250メートルのとこ 5 2から156度 275メートルのとこ 5 2から156度 275メートルのとこ 5
			\(\tau \)	<u> </u>
6	乓	佐世保市鹿町町 九十九島大島北 同井一町町九十九 島大島なめら小 校標叢 同市同町九十九 同市同町九十九 島中キナギ島南 東岸中の入り江 立岩標叢 同市同町九十九	松浦 市鷹 島町原 免於手石鼻北岸 標識 同市同町同免於 手石鼻南岸標識 手石鼻南岸標識	平戸市木場町馬島南海岸東標識同井同町黒島南海岸西標識毎岸西標識
漁場	州	在 大 大 大 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	松 銀 間 用 法 然 織 旧 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	平戸市木場島南海岸東河市井岡町井岡田井西福井西福村田田県田田福田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
炭		1 2 8 4	7 7	1 2
	区	次のイ、ロ、 と、 こ の の へ、 こ	次のイ、ロ、 と、 1004 た 1004 と 1004	次のイ、ロ、 く、 1004 た、 1004 たい 204
漁場の	位置	域 在 題 九 大 題 明 明 年 日 明 明 年 日 年 明 年 日 年 日 年 日 日 日 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	長	長 平 木 黒 地順 万 鄂 島 先 明 市 町
漁場計画	番号	北区計 第3123号	北区計第1505号	北区計 第3502号

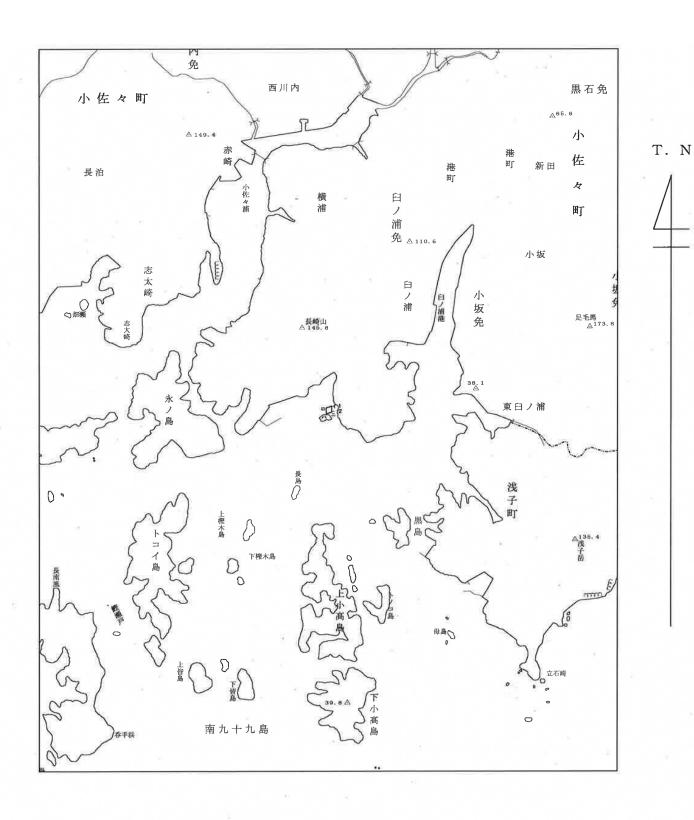
北区計 第1142号



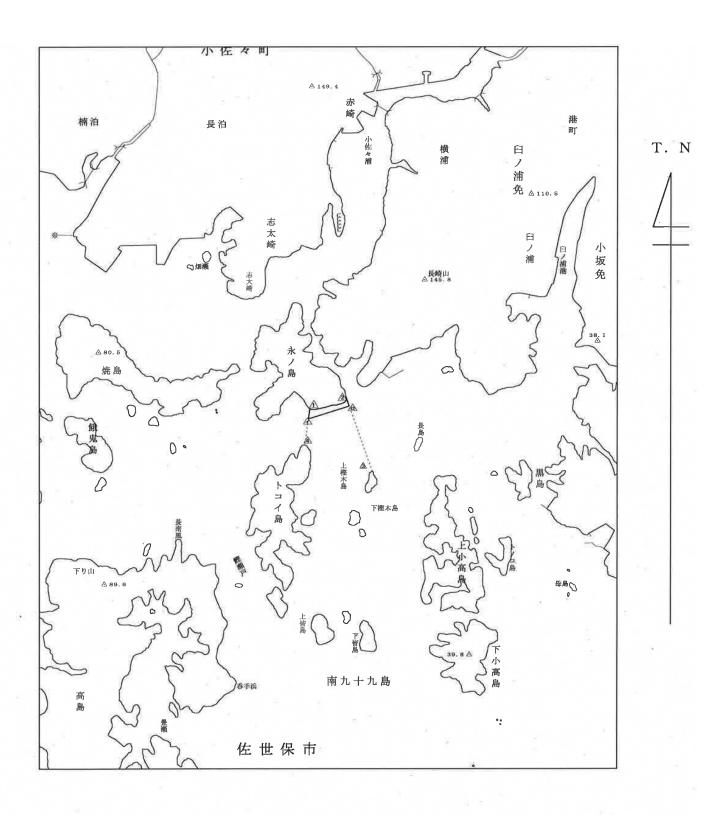
北区計 第1143号



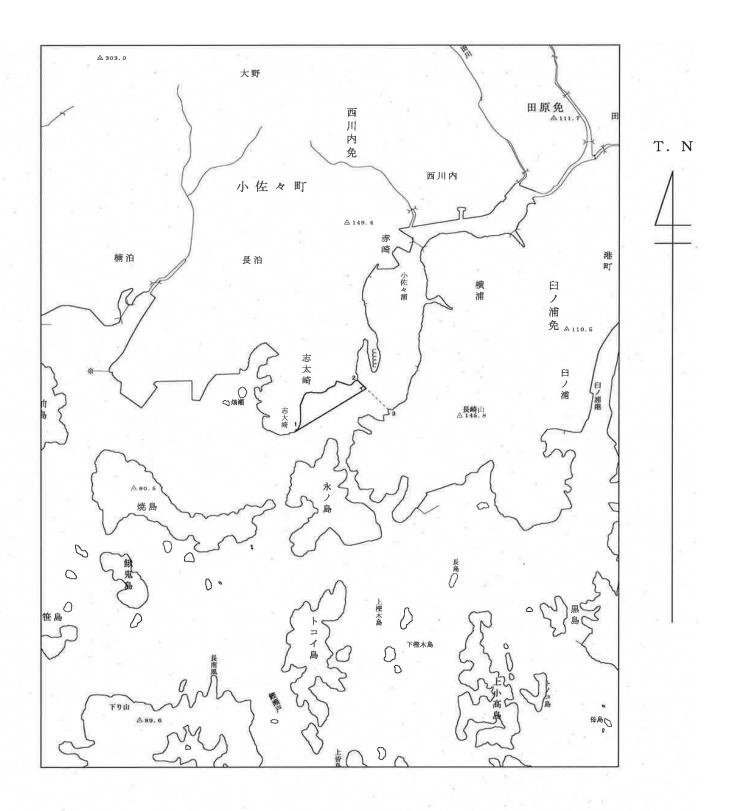
北区計 第3120号



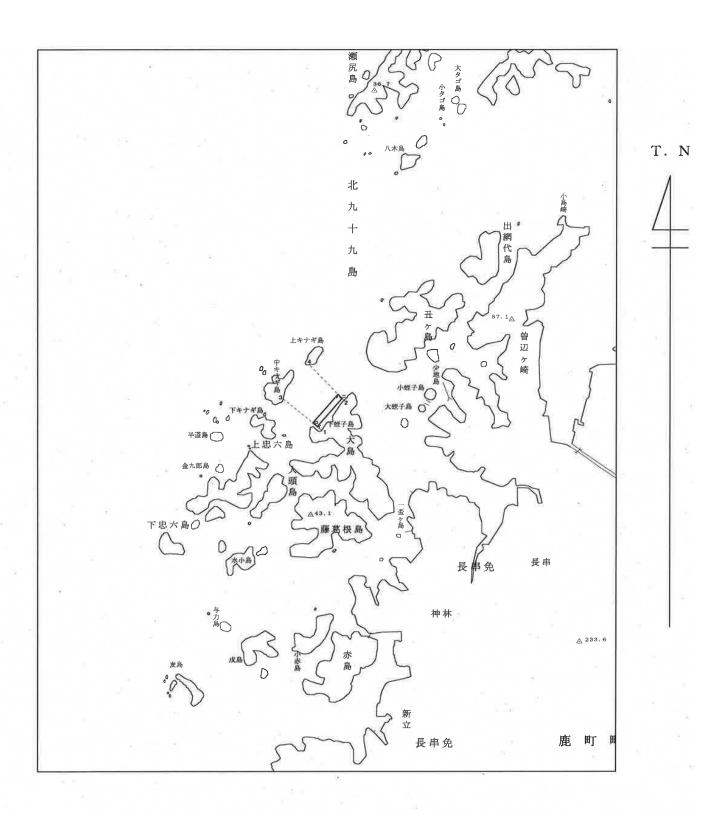
北区計 第3121号



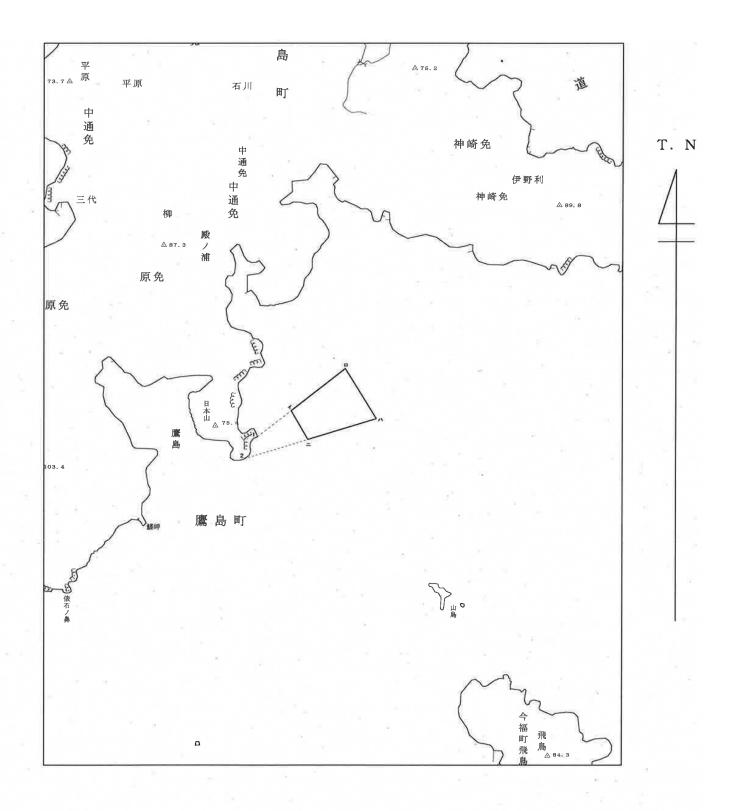
北区計 第3122号



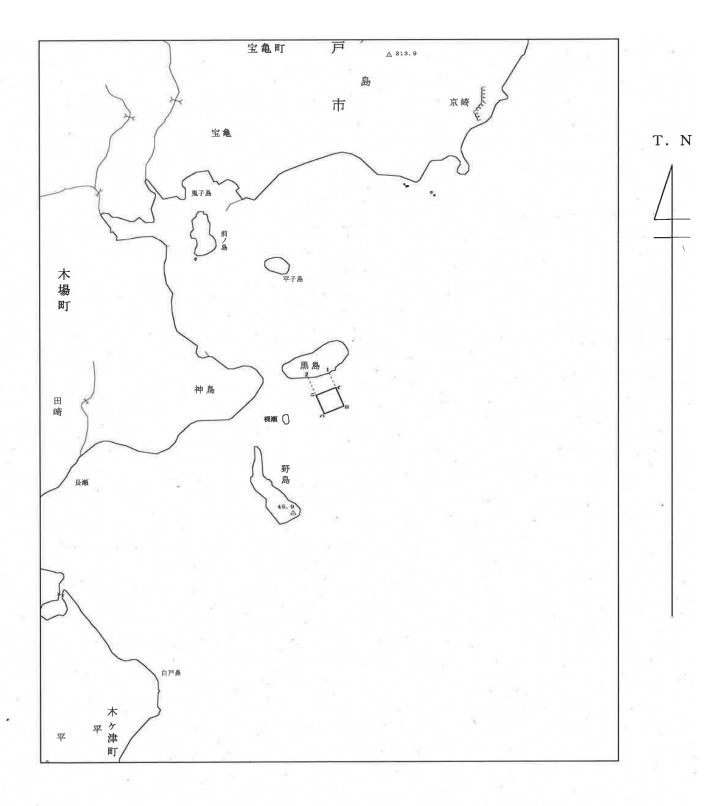
北区計 第3123号



北区計 第1505号



北区計 第3502号



長崎県告示第454号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。 関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、壱岐沿岸大久保漁港海岸大久保地区海岸、梅津地区海岸及び坪の浜地区海岸に係る海岸保全区域(昭和34年長崎県告示第220号)は、廃止する。

令和3年6月15日

	海岸(の名称		
沿岸名	漁港 海岸名	地 区 海岸名	地 先海岸名	指定区域
壱岐	初山	大久保	大久保	次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域 イ点 北緯33度43分06秒4783 東経129度41分30秒5013 ロ点 北緯33度43分04秒8101 東経129度41分32秒9556 ハ点 北緯33度43分05秒0667 東経129度41分34秒8551 ニ点 北緯33度43分04秒0364 東経129度41分39秒4425 ホ点 北緯33度43分05秒4323 東経129度41分40秒0450 ヘ点 北緯33度43分07秒7111 東経129度41分38秒4920 ト点 北緯33度43分12秒7441 東経129度41分38秒8626
				チ点北緯33度43分11秒9873東経129度41分35秒7984リ点北緯33度43分11秒4816東経129度41分35秒8056ヌ点北緯33度43分11秒2373東経129度41分37秒4685ル点北緯33度43分06秒4447東経129度41分37秒6389ヲ点北緯33度43分05秒7931東経129度41分38秒5253ワ点北緯33度43分05秒9067東経129度41分34秒4682カ点北緯33度43分05秒5656東経129度41分33秒3280ヨ点北緯33度43分07秒2030東経129度41分30秒4463
壱岐	初山	大久保	梅津	点、ヲ点、ワ点、カ点、ョ点、タ点、レ点、ソ点、イ点を順次結んだ線により 囲まれた区域 イ点 北緯33度43分18秒9507 東経129度41分47秒8939 ロ点 北緯33度43分21秒2174 東経129度41分46秒8681 ハ点 北緯33度43分26秒5269 東経129度41分49秒8047 ホ点 北緯33度43分33秒6488 東経129度41分51秒8237 へ点 北緯33度43分37秒7972 東経129度41分43秒4774 ト点 北緯33度43分35秒7043 東経129度41分43秒4774 ト点 北緯33度43分29秒4595 東経129度41分43秒2637 リ点 北緯33度43分29秒4595 東経129度41分43秒5361 ル点 北緯33度43分27秒2516 東経129度41分42秒5361 ル点 北緯33度43分29秒5013 東経129度41分42秒5361 ル点 北緯33度43分34秒8226 東経129度41分43秒2482 ヲ点 北緯33度43分35秒7512 東経129度41分40秒8355 ワ点 北緯33度43分35秒7512 東経129度41分43秒7389 カ点 北緯33度43分35秒7512 東経129度41分43秒7389 カ点 北緯33度43分20秒1364 東経129度41分44秒7628 リ点 北緯33度43分21秒3796 東経129度41分44秒0622 東 経129度41分44秒7628 東経129度41分44秒7628 東経129度41分44秒7628
壱岐	初山	大久保	坪ノ浜	次のイ点、ロ点、ハ点、二点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域 イ点 北緯33度43分26秒3924 東経129度41分35秒3801

ロ点 北緯33度43分27秒9205 東経129度41分29秒7668 ハ点 北緯33度43分27秒2103 東経129度41分27秒7356 二点 北緯33度43分18秒9521 東経129度41分26秒7438 ホ点 北緯33度43分17秒7520 東経129度41分28秒7375 ヘ点 北緯33度43分25秒5736 東経129度41分29秒7738 ト点 北緯33度43分25秒8524 東経129度41分30秒0887 チ点 北緯33度43分25秒8400 東経129度41分35秒0525	
---	--

長崎県告示第455号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。 関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、壱岐沿岸恵美須漁港海岸恵美須地区海岸に係る海岸保全区域(昭和34年長崎県告示第220号)は、廃止する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

	海岸の	2 名 称		
沿岸名	漁港 海岸名	地 区海岸名	地 先 海岸名	指定区域
壱岐	海岸名	海岸名 恵美須	海岸名	次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、タ点、レ点、ソ点、ツ点、ネ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域 イ点 北緯33度48分44秒9811 東経129度45分51秒0495 ロ点 北緯33度48分44秒4481 東経129度45分46秒2309 ハ点 北緯33度48分47秒9947 東経129度45分42秒4654 ニ点 北緯33度48分50秒2977 東経129度45分37秒7722 ホ点 北緯33度48分51秒8807 東経129度45分36秒9652 ヘ点 北緯33度48分51秒8807 東経129度45分36秒6073 ト点 北緯33度48分56秒4052 東経129度45分35秒3997 チ点 北緯33度48分58秒7896 東経129度45分35秒7479 リ点 北緯33度49分04秒0203 東経129度45分38秒4015 ヌ点 北緯33度49分06秒0633 東経129度45分39秒5927 ル点 北緯33度49分03秒5892 東経129度45分42秒4572 ヲ点 北緯33度49分02秒8085 東経129度45分40秒2281
				ワ点 北緯33度48分57秒7944 東経129度45分37秒9767 カ点 北緯33度48分56秒0584 東経129度45分38秒3650 ヨ点 北緯33度48分54秒5364 東経129度45分39秒1186 夕点 北緯33度48分51秒6862 東経129度45分39秒8334 レ点 北緯33度48分50秒8897 東経129度45分40秒7213 ツ点 北緯33度48分49秒6321 東経129度45分42秒7578 ツ点 北緯33度48分47秒3041 東経129度45分46秒7512 ネ点 北緯33度48分46秒6184 東経129度45分51秒3420

長崎県告示第456号

海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。 関係図面は、長崎県水産部漁港漁場課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

なお、壱岐沿岸小崎漁港海岸山崎地区海岸及び水ノ浦地区海岸、神田漁港海岸神田地区海岸及び柏渡良漁港海岸柏地区海岸に係る海岸保全区域(昭和34年長崎県告示第220号)並びに壱岐沿岸郷の浦漁港海岸麦谷地区海岸半城湾地先海岸に係る海岸保全区域(昭和34年長崎県告示第222号)は、廃止する。

令和3年6月15日

	海岸。	の名称	,	
沿岸名	漁港 海岸名	地 区 海岸名	地 先海岸名	指定区域
壱岐	渡良	小崎	山崎	次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル 点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域
				イ点 北緯33度45分03秒2084 東経129度39分53秒0164 ロ点 北緯33度45分02秒5739 東経129度39分49秒4144
				ハ点 北緯33度45分00秒8310 東経129度39分49秒3235
				二点 北緯33度44分59秒2273 東経129度39分50秒0956
				ホ点 北緯33度44分58秒2717 東経129度39分54秒8346
				へ点 北緯33度44分58秒8211 東経129度39分54秒8327
				ト点 北緯33度44分59秒2697 東経129度39分52秒6563
				チ点 北緯33度45分00秒1824 東経129度39分50秒7086 リ点 北緯33度45分01秒1887 東経129度39分50秒4475
				ヌ点 北緯33度45分01秒7459 東経129度39分50秒5699
				ル点 北緯33度45分02秒1963 東経129度39分53秒4383
壱岐	渡良	小崎	水ノ浦	次のイ点、ロ点、ハ点、二点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、イ点 を順次結んだ線により囲まれた区域
				イ点 北緯33度45分08秒4951 東経129度39分57秒6302
				口点 北緯33度45分10秒0341 東経129度39分54秒6775
				ハ点 北緯33度45分08秒7442 東経129度39分52秒1731
				二点 北緯33度45分06秒4989 東経129度39分51秒7430
				ホ点 北緯33度45分04秒3679 東経129度39分53秒5315
				へ点 北緯33度45分04秒8457 東経129度39分54秒2079 ト点 北緯33度45分06秒7891 東経129度39分53秒0753
				チ点 北緯33度45分08秒3015 東経129度39分53秒1586
				リ点 北緯33度45分09秒0215 東経129度39分54秒3191
				ヌ点 北緯33度45分08秒0322 東経129度39分57秒2681
壱岐	渡良	神田	神田	次のイ点、口点、ハ点、二点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、イ点を順次
				結んだ線により囲まれた区域
				イ点 北緯33度44分47秒0992 東経129度39分25秒0520
				口点 北緯33度44分44秒7326 東経129度39分25秒4626
				ハ点 北緯33度44分39秒7454 東経129度39分25秒1997
				二点 北緯33度44分35秒8129 東経129度39分26秒5161 ホ点 北緯33度44分36秒5438 東経129度39分27秒5378
				へ点 北緯33度44分37秒7191 東経129度39分26秒8776
				ト点 北緯33度44分40秒4025 東経129度39分26秒3907
				チ点 北緯33度44分44秒1168 東経129度39分26秒8968
				リ点 北緯33度44分47秒3776 東経129度39分26秒2720
壱岐	渡良	柏	柏	次のイ点、ロ点、ハ点、二点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル 点、ヲ点、ワ点、カ点、ヨ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域
				イ点 北緯33度45分53秒8360 東経129度38分53秒4910
				ロ点 北緯33度45分56秒1033 東経129度38分54秒1701
				ハ点 北緯33度45分56秒7937 東経129度38分55秒8793
				二点 北緯33度45分59秒1196 東経129度38分55秒7719
				ホ点 北緯33度45分59秒5309 東経129度38分57秒5764
				へ点 北緯33度45分58秒1987 東経129度38分59秒4183 ト点 北緯33度45分54秒3136 東経129度38分57秒6637
				下点 北緯33度45分54秒5902 東経129度38分56秒5579 チ点 北緯33度45分54秒5902 東経129度38分56秒5579
I		I	I	/ /// : Hull-hook 10 // 01/2 0001 /Kill 100/X 00 // 00/2 00/3

				リ点 北緯33度45分54秒7584 東経129度38分56秒8471 ヌ点 北緯33度45分56秒8630 東経129度38分57秒6890 ル点 北緯33度45分57秒2085 東経129度38分57秒2909 ヲ点 北緯33度45分57秒1108 東経129度38分56秒9242 ワ点 北緯33度45分56秒8008 東経129度38分56秒5184 カ点 北緯33度45分55秒5742 東経129度38分55秒4262 ヨ点 北緯33度45分53秒9045 東経129度38分54秒5595
壱岐	渡良	麦谷	麦谷	次のイ点、ロ点、ハ点、ニ点、ホ点、ヘ点、ト点、チ点、リ点、ヌ点、ル 点、ヲ点、ワ点、イ点を順次結んだ線により囲まれた区域
				イ点 北緯33度45分59秒7929 東経129度40分26秒0577 ロ点 北緯33度45分54秒2088 東経129度40分24秒4336 ハ点 北緯33度45分53秒6801 東経129度40分28秒8590 ホ点 北緯33度45分51秒4741 東経129度40分30秒3965 ヘ点 北緯33度45分54秒0714 東経129度40分31秒5249 ト点 北緯33度45分55秒7304 東経129度40分30秒3225 チ点 北緯33度45分53秒4524 東経129度40分29秒6113 リ点 北緯33度45分53秒7609 東経129度40分29秒1969 ヌ点 北緯33度45分55秒5703 東経129度40分28秒3512 ル点 北緯33度45分56秒1727 東経129度40分27秒5829 ワ点 北緯33度46分00秒0750 東経129度40分28秒2058

長崎県告示第457号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。

① 3入札第36号 教職員事務用パソコン(長崎・西海地区①) 133台
 ② 3入札第37号 教職員事務用パソコン(長崎・西海地区②) 221台
 ③ 3入札第38号 教職員事務用パソコン(県央地区①) 142台
 ④ 3入札第39号 教職員事務用パソコン(県央地区②) 135台

- 2 競争入札に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しないものである。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
 - (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
 - (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
 - (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
 - (1) 申請の時期
 - この告示の日から令和3年6月29日までとする。
 - (2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 法人にあっては、次の(ア)及び(イ)
 - (7) 登記簿謄本
 - (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあっては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
 - (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
 - (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書 【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

- ○長崎県税:新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書※備考欄に「徴収猶予を行って いる税目以外については 月 日現在の未納額はありません。の記載があるもの。
- ○国税:「徴収猶予許可通知書」
- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- カ 印鑑届 (様式第2号)
- キ 口座振替申込書(様式第3号)
- ク 取扱品目明細書(様式第4号)
- ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
- コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
- サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
 - ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記 し、又は添付すること。
 - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定め られた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
 - [住所] **〒**850-8570長崎市尾上町3-1
 - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
 - 〔電話〕095-895-2884
 - [長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス] https://treasury.pref.nagasaki.jp/
- 4 資格審査結果の通知
 - 資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。
- 5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。)又は長崎県の出資団体をいう。)から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。)に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならな

V١.

- 6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。
- 7 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月30日までとする。

- (2) 有効期間の更新手続
 - (1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。
- 8 資格の取消し等
 - (1) 競争入札参加者の資格を有する者が $2 \sigma(1)$ 又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施(公告)

令和3年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 名称

令和3年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 利用期間

令和3年11月1日から令和8年12月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

- (5) 入札の方法
 - ア 入札書に記載する金額は、「令和3年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約 仕様書」に応じた利用期間全てにおける回線利用料金の総額とすること。この調達契約は、落札者の料金体系に応じた単価契約とするため、入札書と合わせて、入札書記載金額の算出根拠が確認できる内訳書と料金体系表を添付すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格 とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約 希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
 - エ 入札執行回数は、3回を限度とする。
 - オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であ

る。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で ないこと。
- (3) 令和3年度長崎県テレワーク基盤用閉域網利用単価契約に係る一般競争入札の参加者の資格等(令和3年長崎県告示第450号)に関する必要な資格を得ている者であること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、令和3年長崎県告示第450号に定める審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出 場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- (住所) **〒**850-8570長崎市尾上町3番1号
- (名称) 長崎県総務部情報システム課 (情報基盤班)
- (電話) 095-895-2233

(提出期限)令和3年7月9日

4 入札参加条件

提供する電気通信役務が要求する仕様を満足していることを証する機能証明書を期限内に提出し、5の部局の審査に合格した者であること。詳細については、入札説明書による。

- 5 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
 - (住所) 〒850-8570長崎市尾上町3番1号
 - (名称) 長崎県総務部情報システム課 (情報基盤班)

(電話) 095-895-2233

- 6 契約条項を示す場所
 - 5の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
 - (期間) この公告の日から令和3年7月9日までの間(県の休日を除く。)
 - (場所) 5の部局等とする。また、長崎県総務部情報システム課のホームページから入手可能である。

長崎県総務部情報システム課ホームページ: https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/josei/

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
 - 日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
 - (提出場所) 長崎県総務部情報システム課 (情報基盤班)
 - (受領期限) 令和3年7月26日(月) 午後5時00分
 - (提出方法) 直接又は郵便(書留郵便により提出期限内必着のこと。) で行う。
- 10 開札の日時及び場所
 - (日時) 令和3年7月27日 午前10時00分開始
 - (場所)長崎県庁 行政棟5階 503会議室(長崎市尾上町3番1号)

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)を次の3段階に区分し判断すること。
 - a 3,000万円以上
 - b 1,000万円以上3,000万円未満
 - c 1,000万円未満
- (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は 契約保証金の納付が免除される。

- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合。なお、「同規模」の契約については、見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む。)を次の3段階に区分し判断すること。
 - a 3,000万円以上
 - b 1,000万円以上3,000万円未満
 - c 1,000万円未満
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (7) 提供する電気通信役務が、要求仕様書を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (15) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者

を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者 があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、単価契約とする。
- (3) この調達契約は、世界貿易機関 (WTO) 協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased on unit-price contact:

SIM (Subscriber Identity Module) Cards for closed network system in Nagasaki Prefectural

Government telework platform: 3,052

(2) Delivery period:

October 1, 2021

(3) Delivery place:

Please see attached information

(4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. July 26, 2021

(5) Date and time for the opening of tender:

10:00 a.m. July 27, 2021

(6) Point of contact:

Information Systems Division,

General Affairs Department,

Nagasaki Prefectural Government,

3-1 Onoue-machi, Nagasaki City,

Nagasaki Prefecture, 850-8570, JAPAN

TEL 095-895-2233

令和3年度職業訓練指導員試験の実施(公告)

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり行う。 令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11に掲げる全職種

2 試験の科目

学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規)

- 3 受験資格
 - (1) 4の表において、実技試験及び関連学科試験が免除される者であること。
 - (2) 次の表に掲げる者であること。

区分	実	務	経	験
長期養成課程の指導員養成訓練を修了した者	1	年	以	上

短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者(短期養成課程の指導員養成訓練にあっては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力若しくは職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であって職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修した者に限る。)	1	年	以	Ŀ	
免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	不			要	
免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	1	年	以	上	
免許職種に関し普通課程の普通職業訓練を修了した者	2	年	以	上	
免許職種に関し専修訓練課程の普通職業訓練(900時間以上)を修了した者	3	年	以	上	
免許職種に関し短期課程の普通職業訓練(700時間以上)を修了した者	3	年	以	上	
学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)において免 許職種に関する学科を修めて卒業した者	1	年	以	上	
学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修 めて卒業した者	2	年	以	上	
学校教育法による高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	3	年	以	上	
学校教育法による高等学校を卒業した者	5	年	以	上	
学校教育法による専修学校又は各種学校(厚生労働大臣が指定したものに限る。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2	年から	4年	以上	
実務の経験者	8	年	以	上	
免許職種に関し技能検定試験に合格した者	不			要	
他の法令による資格取得者 (職業能力開発促進法施行規則別表第11の3)	不			要	
その他厚生労働大臣が別に定める者	厚生労働	め大臣が	ぶ別に気	定める期	間

4 試験の免除の範囲

		免除の範囲						
				学科				
免 許 職 種	免除を受けることができる者	実 技	関連	学 科	指導			
			系基礎 学 科	専 攻 学 科	方法			
全 職 種	免許職種に関し1級又は単一等級の技能検定に合格した者(単一等級に係る電子回路接続及びバルコニー施工を除く。)	0	0	0				
	免許職種に関し2級の技能検定に合格した者	0						
	職業訓練指導員免許を受けた者		Δ		0			
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において実技試験 に合格している者	0						
	免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験 に合格している者		0	0	0			

				免許職種に関し職業訓練指導員試験において学科試験 に一部合格している者		合格した除	学科試験に	ついて免
				短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指 導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した 者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学 校の長が認める者				0
				免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者		0	0	
				免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修 了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格し た者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大 学校の長が認める者	0			
				免許職種に関し応用課程又は特定応用課程の高度職業 訓練を修了した者		0	0	
				免許職種に関し専門課程又は特定専門課程の高度職業 訓練を修了した者		0	0	
				学校教育法による大学又は高等専門学校において免許 職種に関する学科を修めて卒業した者		0	0	
	溶	接	科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和47年労働省令第 33号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	0	0	0	
	電	子	科	電波法 (昭和25年法律第131号) による第1級陸上無 線技術士の免許を有する者	Ŭ			
他の法令によ	自整	動備	車科	自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士若しくは2級二輪自動車整備士、自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(平成12年運輸省令第35号。以下、「平成12年省令」という。)による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は自動車整備士技能検定規則の一部を改正する省令(昭和53年運輸省令第23号。以下、「昭和53年省令」という。)による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	0	0	0	
6 る 免 除 の 範	自 車 体	動	車	自動車整備士技能検定規則による1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士若しくは2級ジーゼル自動車整備士、平成12年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による1級四輪自動車整備士又は昭和53年省令による改正前の自動車整備士技能検定規則による2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	○ 自動車整 備(内燃 機関を除 く。)	0	O 車枠及び 車体整備 法 を 除 く。	
囲				自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の 技能検定の合格証書を有する者				
	航整	空備	機科	航空法(昭和27年法律第231号)による1等航空整備 士若しくは2等航空整備士又は航空工場整備士の資格 についての航空従事者技能証明書を有する者	0	0	0	
	測	量	科	測量法(昭和24年法律第188号)による測量士の試験 の合格証書を有する者				
	ボイ	・ラー	·科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技 士の免許を有する者又は電気事業法施行規則(平成7				

	年通商産業省令第77号)によるボイラー・タービン主 任技術者の免状を有する者				
電気通信科	電波法による第1級総合無線通信士の免許を有する者				
臨床検査科	医師法(昭和23年法律第201号)による医師国家試験、歯科医師法(昭和23年法律第202号)による歯科医師国家試験又は獣医師法(昭和24年法律第186号)による獣医師国家試験の合格証書を有する者				
事務科	公認会計士法(昭和23年法律第103号)による公認会 計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士 法(昭和26年法律第237号)による税理士試験に合格 したことを証する書面を有する者				
か	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による保育士登録証を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第四十条第二項第五号の規定に該当するもの、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による保健師、助産師若しくは看護師の免許を有する者、同法による准看護師の免許を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による養護教諭の免許状を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有するもの若しくは同号の規定に該当するもの、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)による理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者であって、同号の規定に該当するもの、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)による社会福祉土登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの、同法による介護福祉士登録証を有する者であって、同号の規定に該当するもの又は就学前の子どもに関する装育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)による保育教諭の資格を有する者であって、介護サービス科に関し七年以上の実務の経験を有し、かつ、同号の規定に該当するもの	0	0	0	

(注) 〇印は、免除される範囲

△印は、当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

5 受験資格の欠格

次の各号のいずれかに該当する者は、受験できない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 6 試験の日時及び場所
 - (1) 日時

令和3年9月5日(日) 午後1時から午後2時まで

(2) 場所

長崎県庁(行政棟)316会議室(長崎市尾上町3-1)

- 7 受験申請手続
 - (1) 提出書類

- ア 受験申請書 1通
- イ履歴書1通
- ウ 写 真 2枚

(縦4センチメートル、横3センチメートル、申請前6か月以内に撮影した正面脱帽半身像、裏面に氏名を記入したものとし、うち1枚を申請書に貼ること。)

- エ 受験資格及び試験の免除資格を証明する書類(合格証等の写し)
- (2) 受験申請の受付期間及び受付時間

令和3年7月1日(木)から令和3年7月30日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の間の午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県産業労働部雇用労働政策課 なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和3年7月30日付けの消印まで有効とする。

(4) 受験手数料 3,100円

ア 受験手数料相当額の長崎県収入証紙を申請書の所定欄に貼ること。

イ 受験手数料は、申請書受理後いかなる理由があっても返還しない。

(5) 受験票の交付

申請書受理後、審査のうえ後日送付する。

8 合否判定の基準

学科試験の指導方法について、満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。

9 合格証書の交付

令和3年9月22日(水)までに合格者に合格証書を交付する。

- 10 その他
 - (1) 受験案内及び申請書は、長崎県雇用労働政策課において配付する。受験案内及び申請書の用紙を郵送により請求する場合は、「職業訓練指導員試験受験案内請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(縦33センチメートル、横24センチメートル、返信宛先明記、140円分切手貼付)を同封のうえ、7(3)の提出先に請求すること。
 - (2) その他試験について不明な点は、長崎県雇用労働政策課(095-895-2717(直通))へ問い合わせること。

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名

長崎県五島市富江町黒瀬528番地3

田原 徳幸

長崎県五島市富江町黒瀬511番地1

出口 大将

(2) 加入区

黒瀬加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 五島漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県五島市福江町1190番地9

五島漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県島原市津町528番地4

太田 昭則

長崎県島原市南崩山町丁2945番地7

井ノ口 秀男

(2) 加入区

島原加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 島原漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県島原市霊南二丁目16番地21

島原漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

長崎県平戸市獅子町643番地2

小嶋 昭治

長崎県平戸市根獅子町922番地

山中 弘之

(2) 加入区

獅子加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 平戸市漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間

公告の日から15日間

(2) 縦覧場所

長崎県平戸市宮の町655番地13

平戸市漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧(公告)

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名 長崎県松浦市星鹿町岳崎免2331番地1 川渕 芳一 長崎県松浦市星鹿町岳崎免2435番地 坂本 伸一

(2) 加入区

新星鹿加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称 新松浦漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間公告の日から15日間
 - (2) 縦覧場所 長崎県松浦市鷹島町阿翁浦免637番地 新松浦漁業協同組合

土地改良区の役員の就退任 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、西海町土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年6月15日

	就 任 役 員 理 事						退 任 役 員 理 事				
	氏	名		住 所		氏	名		住所		
三	田	春	興	西海市西海町丹納郷2269番地	郡		勝	寿	西海市西海町中浦北郷1037番地		
富	田	和	利	西海市西海町丹納郷1197番地1	松	﨑	常	俊	西海市西海町太田和郷3075番地2		
Л	﨑		芳	西海市西海町水浦郷536番地	富	田	和	利	西海市西海町丹納郷1197番地1		
渡	辺	_	_	西海市西海町横瀬郷3596番地	中	Ш		誠	西海市西海町天久保郷1658番地		
濵	脇	賢-	一郎	西海市西海町面高郷2138番地 1	辻	尾	浩	樹	西海市西海町横瀬郷2693番地1		
中	Щ		誠	西海市西海町天久保郷1658番地	永	尾	直	士	西海市西海町横瀬郷16番地2		
野	П	洋	=	西海市西海町黒口郷1914番地	野	П	博	義	西海市西海町黒口郷1936番地		
松	﨑	常	俊	西海市西海町太田和郷3075番地2	大	串	英	明	西海市西海町面高郷1704番地1		
郡		勝	寿	西海市西海町中浦北郷1037番地	谷	内	政	美	西海市西海町木場郷2334番地		

就 任 役 員 監 事									退 任 役 員 監 事
	氏	名		住所		氏	名		住 所
辻	尾	浩	樹	西海市西海町横瀬郷2693番地 1	木	本	安	仁	西海市西海町水浦郷668番地
宮	下	栄	治	西海市西海町七釜郷508番地18	宮	下	栄	治	西海市西海町七釜郷508番地18
松	添	英	博	西海市西海町中浦南郷1970番地2	永	井		晋	西海市西海町太田和郷1104番地

土地改良区の役員の就退任 (公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、吾妻土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

	就 任 役 員 理 事	退 任 役 員 理 事				
氏 名	住所	氏 名	住 所			
大久保 信 一	雲仙市吾妻町阿母名1008番地1	大久保 信 一	雲仙市吾妻町阿母名1008番地1			
中村保弘	雲仙市吾妻町田之平名301番地	中 村 保 弘	雲仙市吾妻町田之平名301番地			
本多定昌	雲仙市愛野町甲17番地2	本多定昌	雲仙市愛野町甲17番地2			
彌 富 秀 寛	雲仙市吾妻町阿母名3229番地1	彌 富 秀 寛	雲仙市吾妻町阿母名3229番地1			
西村吉夫	雲仙市吾妻町阿母名348番地2	熊 崎 政 男	雲仙市吾妻町阿母名169番地			
永 田 博 文	雲仙市吾妻町馬場名1101番地	松本辰美	雲仙市吾妻町永中名682番地			
岩永敬介	雲仙市吾妻町牛口名351番地2	山 井 繁 徳	雲仙市吾妻町牛口名20番地8			
	就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事			
氏 名	住所	氏 名	住 所			
町 田 斉	雲仙市吾妻町永中名666番地	柴 田 尚 登	雲仙市愛野町甲1176番地			
松尾秀喜	雲仙市愛野町甲3989番地2	町 田 斉	雲仙市吾妻町永中名666番地			

土地改良区の役員の就退任(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、桃山田土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和3年6月15日

	就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事
氏 名	住 所	氏 名	住 所
町 田 一 久	雲仙市千々石町丙879番地	町田一久	雲仙市千々石町丙879番地
浜 﨑 学	雲仙市千々石町丙1212番地	浜 﨑 学	雲仙市千々石町丙1212番地
林 田 剛	雲仙市千々石町丙2443番地	林田剛	雲仙市千々石町丙2443番地
町 田 浩 徳	雲仙市千々石町丙1116番地1	町田浩徳	雲仙市千々石町丙1116番地1
濱崎誠治	雲仙市千々石町丙1215番地	濱崎誠治	雲仙市千々石町丙1215番地
平 野 和 彦	雲仙市千々石町丙864番地	平野和彦	雲仙市千々石町丙864番地
平 野 和 孝	雲仙市千々石町丁168番地	平 野 和 孝	雲仙市千々石町丁168番地
末岡治夫	雲仙市千々石町丙1284番地	上 田 康 志	雲仙市千々石町丙1220番地
上 田 康 志	雲仙市千々石町丙1220番地	小 川 隆	雲仙市千々石町丙2349番地
小 川 隆	雲仙市千々石町丙2349番地	荒木良平	雲仙市千々石町丙2040番地1
荒木良平	雲仙市千々石町丙2040番地1	木 戸 澄 夫	雲仙市千々石町丙1578番地
木 戸 澄 夫	雲仙市千々石町丙1578番地	荒木大作	雲仙市千々石町丙2474番地
荒木大作	雲仙市千々石町丙2474番地	林 田 謙 太	雲仙市千々石町丁11番地5
林 田 謙 太	雲仙市千々石町丁11番地5	田 尻 誠	雲仙市愛野町乙4043番地
田 尻 誠	雲仙市愛野町乙4043番地	松尾武夫	雲仙市愛野町乙3912番地
	就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事
氏 名	住所	氏 名	住 所
佐藤義隆	雲仙市千々石町甲160番地	佐 藤 義 隆	雲仙市千々石町甲160番地
田中一喜	雲仙市千々石町丁379番地	田中一喜	雲仙市千々石町丁379番地
田中和顕	雲仙市千々石町甲601番地	末岡治夫	雲仙市千々石町丙1284番地

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和3年5月10日総代会議決)を認可した。

令和3年6月15日

土地改良区名 西海町土地改良区 認可年月日 令和3年6月4日

土地改良区の定款変更の認可(公告)

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更(令和3年4月16日総会議決)を認可した。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

落札者等 (公告)

落札者等について、次のとおり公告する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

1 物品名及び数量

3入札第13号 障害者歯科診療車

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県出納局物品管理室

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2881

3 調達方法

購入

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和3年5月28日

6 落札者

熊本県菊池郡大津町大字岩坂3258-4

(株) イズミ車体製作所 代表取締役 國武 幸弘

7 落札価格 (消費税及び地方消費税を含む。)

68, 200, 000円

8 入札公告日

令和3年4月9日

9 落札方式

最低価格

一般競争入札の実施(公告)

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和3年6月15日

長崎県知事 中村 法道

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入物品及び数量

① 3入札第36号 教職員事務用パソコン(長崎・西海地区①) 133台

② 3入札第37号 教職員事務用パソコン(長崎・西海地区②) 221台

③ 3入札第38号 教職員事務用パソコン(県央地区①) 142台

④ 3入札第39号 教職員事務用パソコン(県央地区②) 135台

(2) 購入物品の特質等 仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年2月28日

- (4) 納入場所及び条件 仕様書による。
- (5) 入札の方法

前記(1)の物品ごとにそれぞれを入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
 - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める 期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者で ないこと。
 - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
 - (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
 - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を 記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合先

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3-1

(電話) 095-895-2884

(提出期限) 令和3年6月29日 17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) **〒**850-8570 長崎市尾上町3-1

(名称) 長崎県出納局物品管理室

(電話) 095-895-2881

5 契約条項を示す場所

4の部局等とする。

6 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上(https://treasury.pref.nagasaki.jp/)において、掲載する。

7 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年7月29日 17時00分

8 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 令和3年7月20日 17時00分

9 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札の場所及び期日等

(場所)長崎県庁行政棟1階 入札室

(期日) 令和3年7月30日 10時00分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の 部局に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和3年7月29日 17時00分(必着)

(提出先) 長崎県出納局物品管理室

(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。

- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

- イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(10)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(7)及び(15)から(19)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (10) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
- (11) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (12) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (13) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (14) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。
- (15) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
- (16) 代理人が入札したとき。
- (17) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
- (18) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
- (19) 内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
- 20) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 14 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等

この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。

(4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 - ① Faculty staff office computers (Nagasaki · Saikai area ①), 133 units
 - ② Faculty staff office computers (Nagasaki · Saikai area ②), 221 units
 - ③ Faculty staff office computers (Kenou area ①), 142 units
 - 4 Faculty staff office computers (Kenou area 2), 135 units
- (2) Delivery period:

February 28, 2022

- (3) Delivery place:
 - ① Prefectural high schools and Prefectural junior high school in Nagasaki · Saikai area ①
 - 2 Prefectural high schools and Prefectural special needs schools in Nagasaki Saikai area 2
 - ③ Prefectural high schools and Prefectural junior high school in Kenou area ①
 - ① Prefectural special needs schools in Kenou area ②
- (4) Time-limit for tender by registered mail:

5:00 p.m. July 29, 2021

(5) Date and time for the opening of tenders:

10:00 a.m. July 30, 2021

(6) Point of Contact:

Goods Management Office, Treasury, Nagasaki Prefectural Government.

3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan

TEL. 095-895-2881

長崎市尾上町三番一号発行者 長 崎 県

直通(八九五)二一一四電話代表(八二四)一一一一

印刷人 寿 田 宏 弥印刷所 長崎市樺島町八番十二号 株式会社 クイックプリント